

業務効率化を実現する システムと補助金のご紹介

～飲食業/小売業編～



kITchen+ は店舗とオフィスと経営者をクラウドで繋ぎ お客様にベストな提案をいたします！



①スマレジ（POSレジ）

連携による仕訳入力短縮



スマレジとは？

¥0 から始める、
高機能クラウドPOSレジ

iPad/iPhone/iPod touchを使った無料で使えるPOSシステム。
あらゆる業種や規模に対応。



使えます
軽減税率対策
補助金

2019年9月1日
受付分まで

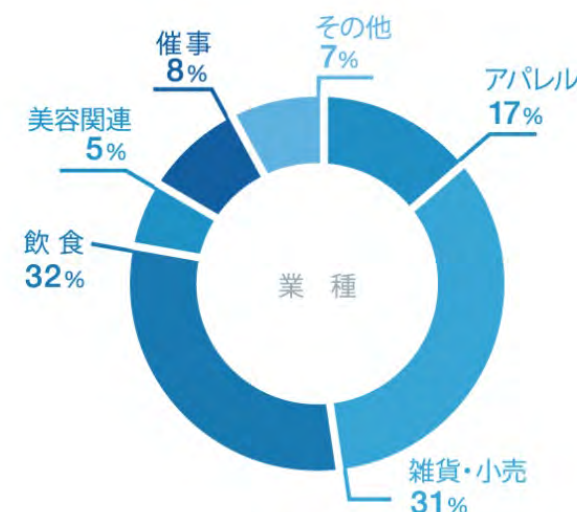
① iPadを利用した従来よりも安価で高性能なPOSレジ

② 決済連携でクレジットや電子マネー対応

③ 軽減税率制度対応

④ 軽減税率対策補助金で最大40万円補助

業種問わず多くの店舗や施設でご利用いただいています！
連携システムも多く、導入件数は現在も増加中！





- ① スマレジの売上情報を日次単位で取得
- ② R4へ取り込める連携用CSVデータへ変換
- ③ 財務応援・財務顧問でCSV取込の実施
- ④ 自動仕訳の実行

①会計の支払い方法が3種類以上ある

例) 現金・クレジット・電子マネーなど



②前受金処理（取り置き）の会計がある

例) コーヒーチケット・回数券など



②消費税の軽減税率制度について



8% OR 10%

軽減税率制度の概要

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。
この税率の引き上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

税率

- ・標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
- ・軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
- ※消費税額には78分の22を掛けて地方消費税を計算

軽減税率の 対象品目

- ・酒類を除く飲食料品（外食は含めない）
- ・週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

事業者における 対応

- ・売上、仕入（経費）を税率ごとに区分経理
- ・区分経理に対応した請求書等の交付

仕入税額控除の 要件

- ・平成31年10月1日～帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）
- ・平成35年10月1日～帳簿及び適格請求書等の保存（適格請求書等保存方式）

税額計算の特例 （経過措置）

- ・税率ごとの区分経理が困難な中小事業者に対する売上税額または、仕入れ税額の計算の特例

消費税軽減税率制度の対象品目

■消費税軽減税率制度の対象品目

対象品目…軽減税率8%

対象外品目…標準税率10%

新聞

週2回以上発行される新聞
(定期購読されるものに限る)



- ① 飲食に用いられる設備
(椅子・テーブルなど) の
ある場所において、
② 飲食料品を飲食させる
サービス



持ち帰りのための容器に入れ、
または包装を施して行う飲食料品

- ・牛丼屋のテイクアウト
- ・コンビニの弁当 (※)

※イートインスペースで飲食する場合は標準税率となります。



外食

- ・牛丼屋などでの店内飲食
- ・フードコートでの飲食

飲食料品

(食品表示法に規定する食品)



酒類



一体商品



1万円(税抜)以下の少額のも
ので、価額のうちに軽減税率の
対象となる食品の占める割合が2
／3以上である場合に限り、全体
が軽減税率の対象となります。

出張料理など



有料老人ホーム等で
提供される
飲食料品



医薬品
医薬部外品等



軽減税率制度は、多くの事業者の方に関係します！

飲食料品の売上・仕入の
両方がある課税事業者の方
(例) スーパーマーケット、
飲食業など

・売上や仕入について取引ごとの税率により区分経理を行うことや、
区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上がなくとも
飲食料品の仕入（経費）が
ある課税事業者の方
(例) 会議費や交際費として
飲食料品を購入する場合

・仕入（経費）について取引ごとの税率により区分経理を行う等の
対応（例: 建築資材と茶菓子等）が必要になります。

免税事業者の方

・課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を
求められる場合があります。

③ 軽減税率対策補助金



軽減税率対策補助金対象POSレジ

	代金	補助額	実質負担額
--	----	-----	-------

iPad	3.8万	1.9万 	1.9万円
------	------	--	-------

iPad スタンド	0.3万	対象外	0.3万円
-----------	------	-----	-------

バーコードリーダー	2.5万	1.9万 	0.6万円
-----------	------	--	-------

カード決済端末	2.3万	1.7万 	0.6万円
---------	------	--	-------

レシートプリンター	4.6万	3.5万 	0.9万円
-----------	------	--	-------

キャッシュドロア	1.5万	1.1万 	0.4万円
----------	------	--	-------

 セットアップ	4万	3万 	1万円
--	----	--	-----

 トレーニング	4万	3万 	1万円
--	----	--	-----

スマレジ初期費用※	0	-	0
-----------	---	---	---

合計	23万	約16万	約7万円
----	-----	------	------

レジ1セットを購入 + 導入サポートを利用

導入費用 **23万** ▶ 実質負担額 約 **7** 万円



※スマレジの場合(A-3型利用)

自己負担額を約 **3** 分の **1** に抑えられます！

④ キャッシュレス・消費者還元事業



平成31年度予算額 2,798億円(新規)

2019年10月~2020年6月まで

事業の内容

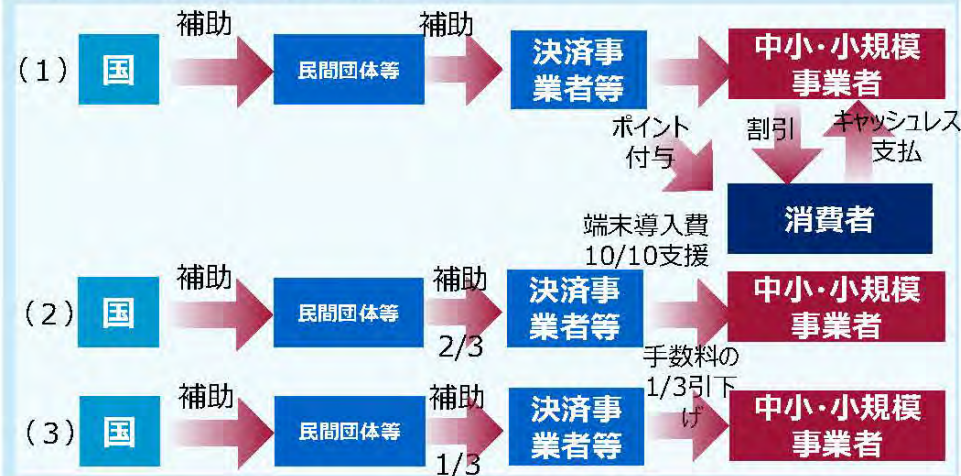
事業目的・概要

- 平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業により、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



消費者への還元

消費者がキャッシュレス決済手段を用いて
中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で
支払いを行った場合、決済金額の一部を消費者に還元します。

中小小売、飲食、宿泊など	5%還元
コンビニ、外食、ガソリンスタンドなど 大手系列チェーン店	2%還元
百貨店など大企業や病院、 住宅など一部除外業種	還元無し

決済端末の導入補助

中小企業事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

決済端末の事業者の負担金を実質ゼロ

決済手数料の補助

中小企業事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、決済事業者に支払う加盟店手数料の1/3を期間中補助します。

加盟店手数料は制度開始に伴い3.25%以下になり
さらに期間中は最大でも2.16%の負担のみ

告知内容

キャッシュレス・消費者還元事業の メリット

メリット
1

今なら端末導入の
ご負担なし！
端末本体と設置費用などが無料。



軽減税率対策
補助金対象の
端末支援についても
比較・検討ください！

メリット
2

決済手数料
3.25%以下！



さらに
実施期間中は、
国が
その1/3を補助

メリット
3

消費者還元で
集客力UP！



メリット
4

レジ締め・現金
取扱いコストを省いて
業務効率化！



4月から対象店舗の登録開始！

通常より
簡単に契約が
できます！

決済事業者が
プランを提示

その中から望ましいプランを
選択して申込み

※一部、対象外となる取引や業種があります。

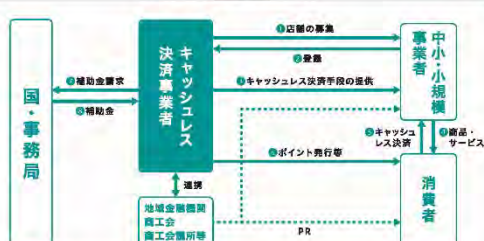


キャッシュレス・消費者還元事業について

実施期間 2019年10月～2020年6月(9か月間)

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する事業です。

消費者還元の仕組み



補助金	中小・小規模事業者向け支援	消費者還元率5%	端末費用補助2/3
	フランチャイズ等向け支援	加盟店手数料補助1/3	
		消費者還元率2%	

決済事業者の参加条件

通商期間中、本制度を利用する
中小・小規模事業者に対し、

- 3.25%以下の手数料率
- 端末費用の1/3を負担
- 不正取引の防止を適切に行うことができること

対象決済手段

クレジットカード、電子マネー、
QRコードなど電子的に繰り返し
利用できる決済手段



はじめに

本プラットフォームは、本制度を適用いただく決済事業者の管理向けに、事業者間の連携を促進するためのものです。2019年10月からは、本事業に参加いただく決済事業者の公募を開始いたします。詳細は公募要項のタイミングで、公募用ウェブサイト(<https://cashless.go.jp>)で公開いたしますが、各プラットフォーム事業者への参加をご検討ください。

公募対象の決済事業者

本事業においては、下記の2種類の決済事業者を公募いたします。
なお、本事業においてはクレジットカード・電子マネー・QRコード決済など、一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段を広く対象決済手段として取扱います。

①キャッシュレス発行事業者(A型決済事業者)

消費者に対して、キャッシュレス決済手段を提供いただく事業者です。キャッシュレス加盟店支援事業(後述)によって補助金事業に登録された中小・小規模事業者と連携して、ポイント還元等の消費者還元を実施いただくことになります。

②キャッシュレス加盟店支援事業者(B型決済事業者)

中小・小規模事業者に対して、キャッシュレス決済手段を提供いただく事業者です。本制度に参加を希望する中小・小規模事業者の申請を受け付け、補助金事業に登録していただきます。また、店舗への端末導入補助や手数料補助もこの決済事業者経由で行います。

決済事業者を実施いただく事業の概要

本事業をご利用いただく決済事業者の責務には、具体的に下記の内容を実施いただきます。

①キャッシュレス発行事業者(A型決済事業者)を実施いただく内容

①全額参加を希望する中小・小規模事業者の店舗での導入に対し、消費者に5%の還元を実施いただきます。^{※1}

その際は還元費用を負担する必要があります。^{※2}

②また、事業の実施に当たっては、事務局との情報連携システムの構築や消費者に対する問合せ窓口の設置等を実施いただきます。そういった、本事業の実施に当たり追加的に発生する事務経費については、一定の範囲内で補助いたします。

③不正取引の防止を適切に行うことができることを条件とします。

②キャッシュレス加盟店支援事業者(B型決済事業者)を実施いただく内容

①本制度に参加を希望する中小・小規模事業者からの申請を受け付け、参加条件を満たしているかを確認の上、事務局に参加店舗の登録を行います。^{※3}

②必要に応じて、事務局に参加登録をされた店舗に対し、キャッシュレス端末を償借で導入していただきます。その際は必要な費用の2/3を国が補助します。^{※4}

③本事業に参加する中小・小規模事業者は、加盟店手数料率が3.25%以下であることを条件とします。ただし、加盟店手数料率の引上げについては国庫負担は行いません。その上で、事業期間終了後の手数料率の引上げについて、事前に表示することを求めます。また、消費者還元実施期間中、加盟店が決済事業者から支払う手数料の1/3に相当する額を加盟店に対して交付いたします。その交付額は国が補助します。

④また、事業の実施に当たっては、事務局との情報連携システムの構築や加盟店に対する問合せ窓口の設置等を実施いただきます。そういった、本事業の実施に当たり追加的に発生する事務経費については、一定の範囲内で補助いたします。

⑤不正取引の防止を適切に行うことができることを条件とします。

※1：還元の手当としては、現金やポイント制の活用も含まれます。また、フランチャイズチェーンに属する中小・小規模事業者に対しては、5%ではなく2%の還元率を適用します。具体的な還元率の引き上げは、公募要項の公募用ウェブサイトに掲載します。

※2：引上げられるポイントに対する加盟店の手当は、加盟店の手当として加盟店にポイント還元を付与する形で実施いたします。

※3：補助対象となる加盟店は、事前に決済事業者から事務局に登録していただきます。実施期間中は決済事業者が所有する端末の提供を行います。

※4：2019年10月以降の状況であり、年度内に申請について調整が定まっております。

キャッシュレス・消費者還元事業専用HP
(<https://cashless.go.jp/>)



⑤ おすすめ決済サービス





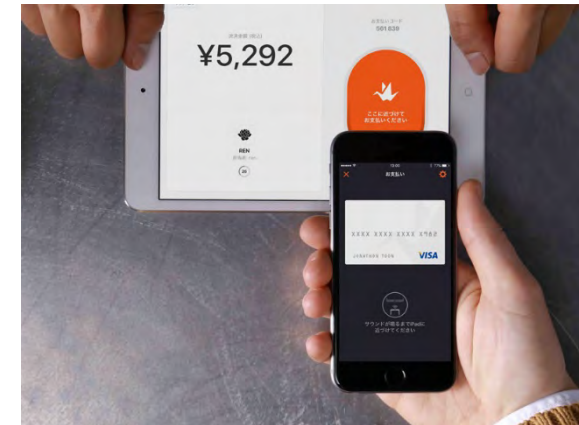
《楽天pay》

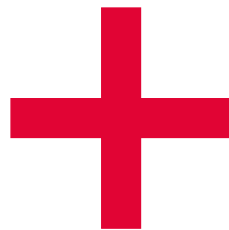
ネットショッピングで有名な楽天が提供している電子決済端末
手数料は3.24%〜で、導入のしやすさは◎
電子マネーやクレジットカードまで、支払い方法の対応枠は、
業界でもトップクラス！
さらに売上金額が最短翌日入金可能で、資金繰りも安心！

《origamipay》

スマートフォンで決済するサービス

楽天payと違い、クレジットカードの取り扱いが行えないが、
利用者が常時2%OFFや店舗からの情報更新など、
ユーザへのアプローチ力が強い決済端末！





スマレジと楽天Payの連携で、店舗での誤入力防止と、キャッシュレス推進により、売上の増加が見込まれます。

メモ

kITchen+ 
